

改 正 案	現 行
<p>一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号。以下「規則」という。）<u>第一条第三項並びに第一条の二第五項、第十四項、第四十九項及び第五十二項に掲げる基準（規則第一条の二第五項に掲げるものについては、ダイオキシソ類（ダイオキシソ類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第一条第一項に規定するダイオキシソ類をいう。以下同じ。）に係るものに限る。）の検定方法は、次のイ又はロに掲げる区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める方法によるものとする。</u></p> <p>イ <u>ばいじん、燃え殻又は汚泥 別表第一に定める方法</u></p> <p>ロ <u>廃酸又は廃アルカリ 日本工業規格K〇三一一に規定する方法</u></p> <p>二・三（略）</p> <p>四 規則第一条の二第五項、第六項及び第八項から第十三項まで並びに第十五項から第四十八項までに掲げる基準（規則第一条の二第五項に掲げるものについては、ダイオキシソ類に係るものを除く。）の検定方法は、<u>検定方法告示に定めるものとする。</u>この場合において、<u>検定しようとする産業廃棄物が燃え殻、汚泥、鉱さい、ばいじん又はこれらの廃棄物を処分するために処理したものである場合は、検定方法告示中埋立処分を行おうとするこれらの産業</u></p>	<p>一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号。以下「規則」という。）<u>第一条第三項及び第一条の二第四十八項に掲げる基準の検定方法は、別表第一に定める方法によるものとする。</u></p> <p>二・三（略）</p> <p>四 規則第一条の二第五項、第六項及び第八項から第四十七項までに掲げる基準の検定方法は、<u>検定方法告示に定めるものとする。</u>この場合において、<u>検定しようとする産業廃棄物が燃え殻、汚泥、鉱さい、ばいじん又はこれらの廃棄物を処分するために処理したものである場合は、検定方法告示中埋立処分を行おうとするこれらの産業廃棄物についての規定を適用し、検定しようとする産業廃棄物が廃酸又は廃アルカリである場合は、検定方法告示中海洋投</u></p>

廃棄物についての規定を適用し、検定しようとする産業廃棄物が廃酸又は廃アルカリである場合は、検定方法告示中海洋投入処分に係るこれらの産業廃棄物について規定を適用する。

別表第一（第一号関係）

(1) 試料採取

施設から排出される試料として代表的な試料を採取する。ばいじん及び燃え殻が分離して排出される焼却施設においては、ばいじん及び燃え殻をそれぞれ採取する。この場合において、焼却施設でばいじん又は燃え殻を処理するときは、ばいじん又は燃え殻を処理したものを採取する。

ア～カ（略）

入処分に係るこれらの産業廃棄物について規定を適用する。

別表第一（第一号関係）

(1) 試料採取

焼却施設から排出される試料として代表的な試料を採取する。ばいじん及び燃え殻が分離して排出される焼却施設においては、ばいじん及び燃え殻をそれぞれ採取する。この場合において、焼却施設でばいじん又は燃え殻を処理するときは、ばいじん又は燃え殻を処理したものを採取する。

ア～カ（略）